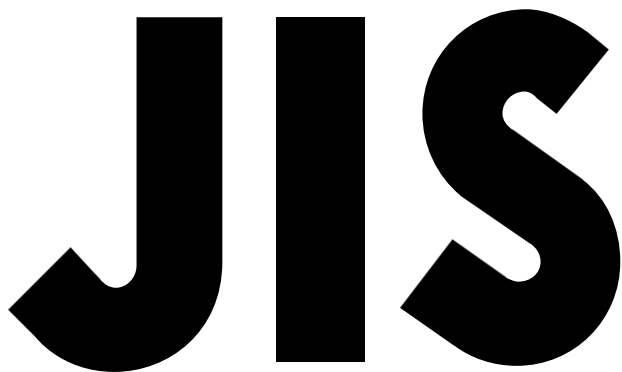




歯車ポンプ及びねじポンプー試験方法

JIS B 8312 : 2022

(JSIM/JSA)

令和 4 年 2 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡 田 滋 彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	松 橋 隆 治	東京大学
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 30.4.14 改正：令和 4.2.21

官 報 掲 載 日：令和 4.2.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本産業機械工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-6821)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 試験装置	1
5 試験条件	1
5.1 一般	1
5.2 試験揚液	2
5.3 試験回転速度	2
5.4 測定点	2
6 試験方法	2
6.1 一般	2
6.2 性能試験	2
6.3 継続試験	4
6.4 特殊試験	4
7 回転速度、密度及び動粘度が異なる場合の換算	5
7.1 回転速度の換算	5
7.2 密度の換算	5
7.3 揚液の動粘度の換算	5
8 試験結果の判定	5
8.1 性能試験	5
8.2 特殊試験	6
9 試験成績表	6
附属書 A（参考）試験装置	8
附属書 B（参考）運転状態	9
附属書 C（参考）ポンプ試験成績表	11
解 説	13

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本産業機械工業会（JSIM）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8312:2002** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

歯車ポンプ及びねじポンプ—試験方法

Gear pumps and screw pumps—Hydraulic performance acceptance tests

1 適用範囲

この規格は、歯車ポンプ、ねじポンプ、及びこれらに準じる容積式回転ポンプ（以下、ポンプという。）の製造工場における受渡試験について規定する。ただし、機械の構造の一部をなしているポンプには適用しない。

ポンプの範囲は、ポンプの吸込フランジ及び吐出しフランジの断面で区切られた部分とする。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する

JIS B 8301 遠心ポンプ、斜流ポンプ及び軸流ポンプ—試験方法

JIS B 8302 ポンプ吐出し量測定方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS B 8301** による。

4 試験装置

試験装置は、次によるほか、**JIS B 8301** の 5.6（試験装置）及び **JIS B 8301** の附属書 A（試験装置）による。試験装置の参考図を、附属書 A に示す。

- a) 粘性液の場合、気泡が生じると抜けにくく、ポンプ性能に影響するので、気泡が生じない装置とする。
- b) ポンプを駆動する原動機は、実機の電動機とする。ただし、実機の電動機で試験できない場合又は電動機以外の原動機の場合には、受渡当事者間の協定（以下、協定という。）によって試験用電動機を用いてもよい。

5 試験条件

5.1 一般

協定による揚液、回転速度、吐出し量及び全圧力を、それぞれ規定揚液、規定回転速度、規定吐出し量